別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

一	石炭	トン	二・三三
二	石油コークス	トン	三・〇六
三	ナフサ	キロリットル	二・二七
四	液化天然ガス（ＬＮＧ）	トン	二・七九
五	天然ガス（液化天然ガス（ＬＮＧ）を除く。）	標準環境状態に換算した千立方メートル	一・九六

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

一	エチレン（ナフサから製造されたものに限る。）	トン	一・五六
二	エチレン（軽油から製造されたものに限る。）	トン	二・〇六
三	エチレン（エタンから製造されたものに限る。）	トン	〇・八六
四	エチレン（プロパンから製造されたものに限る。）	トン	〇・九四
五	エチレン（ブタンから製造されたものに限る。）	トン	〇・九六
六	エチレン（一の項から五の項までに掲げるものを除く。）	トン	一・五六
七	クロロエチレン	トン	〇・〇六五
八	酸化エチレン	トン	〇・三三
九	アクリロニトリル	トン	〇・七三
一〇	カーボンブラック	トン	二・一
一一	無水フタル酸	トン	〇・三七
一二	無水マレイン酸	トン	一・一
一三	水素	温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル	〇・〇〇〇八五

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第三条関係）

一	潤滑油	キロリットル	〇・五八七
二	グリース	トン	〇・一五〇
三	パラフィンろう	トン	〇・五九八

別表第四を次のように改める。

別表第四（第四条関係）

一	ボイラー	別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇一三
		別表第五の一一の項、一二の項又は一九の項に掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇一〇
		別表第五の一三の項から一八の項まで、二〇の項、三五の項又は三六の項に掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇二六
		別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇二三
		別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち発電施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの	〇・〇〇〇〇〇二〇
		別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの	〇・〇〇〇〇〇一六
		別表第五の三八の項に掲げる燃料（発電施設内又は熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたものを除く。）	〇・〇〇〇〇七五
		別表第五の三九の項に掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇四三
		別表第五の四〇の項に掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇九〇
		別表第五の四一の項に掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇一六
二	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精錬の用に供する焼結炉	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇三一
三	金属の精錬の用に供するペレット焼成炉	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇一七
四	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇一三
		別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇四三
五	石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉	別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇一三
		別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一六
六	触媒再生塔	別表第五の七の項から一〇の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇〇〇五四
七	焼成炉（三の項に掲げるものを除く。）	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇一五